

第7回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年8月24日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年8月24日（月）午後1時2分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
5番 丸山 明君 7番 原田 素代君 11番 福木 京子君
13番 岡崎 達義君 15番 小田百合子君 17番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 内田 慶史君
市民生活部長 新本 和代君 保健福祉部長 石原 亨君
保健福祉部参与 岩本 武明君 赤坂支所長 正好 尚昭君
熊山支所長兼 田中 富夫君 吉井支所長 荒島 正弘君
市民生活部参与 市 民 課 長 作本 直美君 協働推進課長 青井 陽子君
環 境 課 長 黒田 靖之君 社会福祉課長 国正 俊治君
子育て支援課長 国定 信之君 健康増進課長 谷名 菜穂子君
介護保険課長 藤原 康子君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 事 青井 久君
- 8 協議事項 1) 平成27年度事業の進捗状況について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

まだまだ暑い日が続いておりますけども、日増しに少しずつですけど過ごしやすくなってきておりますが、まだまだ暑い日が続いております。委員の皆様方、体調管理等気をつけていただければというふうに思っております。

本日は第7回の厚生常任委員会を、そうした暑い中、またお忙しい中、お開きいただきましてありがとうございます。

本日の協議の案件でございますけども、9月からの定例市議会にお諮りする案件のお知らせを含めまして、平成27年度の事業の進捗等について協議をさせていただこうということで、準備している次第でございます。慎重なる御協議をお願い申し上げまして私からの冒頭の御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原田素代君） はい、ありがとうございました。

それでは、これから協議事項に入ります。

まず最初に、平成27年度事業の進捗状況について、執行部のほうの説明を求めます。

どちらから。

○協働推進課長（青井陽子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、青井課長。

○協働推進課長（青井陽子君） では、協働のまちづくりフォーラムについて御報告をさせていただきます。

市民生活部資料の1ページをお願いいたします。

10月3日土曜日、13時30分から、中央公民館2階大集会室において、協働について理解を深めていただくことを目的に、市と赤磐市自治連合会との合同で協働のまちづくりフォーラムを開催いたします。このフォーラムは2部構成となっております。第1部では相模女子大学教授の松下啓一さんによる基調講演、第2部はシンポジウムといたしましてパネリスト3名の方からそれぞれの団体の実践事例などについて御紹介をいただく予定にしております。

市民の皆様にも多数参加していただきたく、広報あかいわ9月号に参加者募集の記事を掲載するとともにチラシを各公共施設等に置き参加者を募ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

協働推進課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） 続いてお願いします。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長、環境課、黒田です。

○委員長（原田素代君） はい、黒田課長、お願いします。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、委員会資料の別添ということで、赤磐市の環境センター周辺環境調査という資料がございますので、そちらのほうを御用意いただきますようお願いいたします。

1 ページをめくっていただいて、お願いいたします。

カラーの図が出ております。これが平成26年度4月から稼働しました環境センターの周辺にかかわる環境測定を実施しております、その測定場所を色づけを変えて表示しております。赤色、水色、黄色とそういった形でそれぞれの物質についての調査箇所をまとめた図となっております。

それでは、2 ページ目をお開きいただけますでしょうか。

2 ページ目の一番上、排出ガス測定項目ということで、ダイオキシン類の測定の内容を掲載しております。

ごみの焼却に伴いますダイオキシン類の濃度につきましては、年4回、ここに掲載しておりますように5月、8月、11月、2月の4回をそれぞれ1号炉と2号炉に、それぞれ分けまして測定口で測定をしておるところでございます。

この結果を見ていただきますように基準値が、国の基準値で1 ナノグラムティーイーキューパー立方ナノグラム以下という数字になっております。それに対して、それぞれの測定日におきます1号炉、2号炉を見ていただきますと、高いところで26年11月5日が1号炉で0.067、2号炉につきましては5月20日が0.021という数字になっておりますが、いずれの値におきましても基準値を下回っているという状況の結果が得られました。

続きまして、下側の排出ガス測定項目ということで、こちら環境センターから排出される物質でございまして、ばいじん、それから硫黄酸化物など5項目についてダイオキシン類と同時期に測定を行ってまいりました。これもそれぞれの項目に対して基準値がございます。

それぞれの測定月日、測定月をごらんいただきますとおり、いずれの項目、5物質についても1号炉、それから2号炉ともに基準値を下回る結果という状況にはなっております。

1 ページめくっていただきまして、3 ページ目をお願いいたします。

3 ページ目は悪臭測定項目ということで、ごみのおいなど周辺への影響について、特定悪臭物質である22物質について、敷地境界線上で測定を行った結果が出ております。

測定はそれぞれ8月21日に行っておりまして、調査地点が2カ所ということで実施しておりますが、いずれの項目につきましても国の基準値を下回るという結果が得られております。特に問題はないという結果でございます。

次に、1枚めくっていただいて、4 ページ目をお願いできますでしょうか。

こちらについては、騒音の測定のご状況でございます。これは施設の稼働時でございます。

騒音につきましては、施設の稼働に伴い発生する機械の音、それから作業音、場内作業、車両音、そういったものが周辺へ及ぼす影響について環境センター敷地境界線2カ所、それから東側民地、それから西側の県道吉井線の計4カ所で年4回、6月、9月、12月、3月に測定を実施してきました。

ここで、少し数字のところの枠組みが少しグレーっぽい色になっておるかと思えます。これが、基準値に対して若干ではございますが基準を超えたという時間帯の平均値でございます。その一番下のところに注釈のような形で書いておりますが、No.1、No.2、No.3の騒音レベルが環境基準や参考値を上回っておりますが、これらの主な騒音源、これは季節によるもの、部分を含めましてカエル、虫、風の音、それから自動車による交通車両に起因する騒音で、環境センターの施設の稼働に伴う騒音という要因ではございませんでした。季節柄、早い時間を測定しております、6月なんかは特にカエルの音が聞こえるということで、当然朝の5時から7時というのは基本的にセンターそのものはまだ十分な稼働になっておりません。ですから、そういったものも含めて、それから夜間でありまして22時から以降についてはセンターそのものがとまっております。ですから、前後の状況というのも当然ありますが、自然界に起因する音というものがほぼ全ての状況で、今回の調査ではわかったという状況になっております。

それから、民地外につきましてはこれは基準値がございませんので、ある程度一般地域に置きかえた基準を当てはめたときにどうであるかということで、これは表示をさせていただいております。これも同じような条件値のもとで、虫の音、カエルの音というような形での発生という形になっております。

それから、1枚めくっていただいて、5ページ。

振動の関係でございます。これも稼働時でございます、施設の稼働に伴いまして発生する機械音、作業音、それから車両音、そういったものについて周辺への影響ということで、これも測定しております、計測定地点は4地点、これもごらんいただきますように、基準値に対しまして測定結果は下回る状況ということで、いずれの時間帯におきましても特に問題のないという状況となっております。

それから、6ページ目をごらんいただきますと、大気質の測定ということで、それぞれNo.1、津崎地区からNo.7の尾谷地区までということで7つの地区における、それぞれの調査項目を実施しております。これにつきましては、ごみの焼却に伴いまして発生する排出ガスが大気中にどういった影響を与えるかということで実施しております、1日24時間、7日間を連続した値を測定しております。それぞれ5項目ございます。国の基準も平均値幾ら幾らというような形をここに上げさせてさせていただいておりますが、いずれの地区におきましても、いずれの項目におきましても基準値を超えることはなかったということで良好な運転ができていのではないかと、こう思っております。

それから、一番下のダイオキシン類濃度調査、これにつきましては施設の周辺の水質測定、それと防災調整池の放流口1カ所、それから民家の井戸を2カ所、それから土壌の測定として水田を3カ所、これはダイオキシン類の測定濃度を年1回行っております。これも基準値が右端に書いてありますが、1ピコグラムという基準値がございます。水質については、1ピコグラム、土壌については1,000ピコグラムという基準がございます、それぞれに対する調査結果はそのすぐ左横にございますが、0.015の水質から、土壌の3地点でも7.7に24、24と若干数字にばらつきはございますがいずれも環境基準を下回るという状況にはなっております。

駆け足で御説明申し上げましたが、始まって1年目ということで施設管理には十分気をつけて安全運転をやっていくという中から見たこの数字、これが今後続いていていただけるよう注意していきたいと思えます。

以上でございます。環境課より。

○委員長（原田素代君） 委員の皆様の方から何かお聞きになりたいことや、御意見。

どうぞ、丸山さん。

○委員（丸山 明君） ガスなんかの、排出ガス、ガス、非常に基準値を下回ってるというふうな御案内だったんですけど、わからないんで、これ本当質問するんですけど、1ナノグラム以下……。

○委員長（原田素代君） 濟いません、ページを。

○委員（丸山 明君） 2ページです。2ページの排出ガスのことで思ったんですけども、1ナノグラム以下の基準値というふうになってます。そういう基準値に対して1号炉、2号炉とも非常に問題のない数値だということはよくわかりました。ただ、何かちょっと思ったのが、この基準値っていうのがダイオキシン類の基準値が1ナノグラム以下ということなんです、国の基準ですから詳しいことは私はわからないんですけども、全国にたくさんの焼却場がありますよね。そこで排出されてる基準値として定めるの、うちの新しい炉ですから、これ異様にこういう低い数値で推移するのかなと、いいことなんですけども、そのあたりを、余りに基準値そのものは、本当にこれは、今の時代にふさわしい基準値になってるのかなっていうぐらい低く感じたん。わかりますよね、言ってることが、何か余りにも、ちょっと高目においって、こういう現状ですみたいな説明にはなってないと思うんですけど、私は別にうちの赤磐市がどうのっていうんじゃなくて、なんかこう基準値そのものが今の時代にそぐった、ふさわしい基準値になってるのかなというようなことをちょっと疑問に思ったものですから。

○委員長（原田素代君） 基準値の設定が全国共通のものになっているのかなということでよろしいですか。

○委員（丸山 明君） うん、そうです。専門……。

○委員長（原田素代君） うちだけが……。

○委員（丸山 明君） 専門部署から見て、それがどうなのかなと、そこら辺が。何か常にこ

ういう基準値ですよ、実際にはこうですよっていうことなんで、そりゃもういいことなんだけど、そういう、本当にこの基準値、いいのかなと、これで、という感じです。

○委員長（原田素代君） はい、わかりました。

黒田課長、よろしいですか。

はい、黒田さん。

○環境課長（黒田靖之君） 基準値、緩いんじゃないかなというような雰囲気もあるかもしれませんが、一応これにつきましては、ダイオキシン類対策特別措置法という国の法律の中で大気に放出する場合は基準値はこういうふうな形で下さいよというものが、それぞれの焼却炉の炉の大きさによってそれぞれ排出基準というものが定められております。

1時間当たりにごみをどれだけ焼却するかということによって基準値が定められておまして、1時間に2トン未満の場合は5ナノグラム、それから1時間に対して2から4トンの焼却能力であれば1、それから4トン以上であれば0.1という、これはもう国の基準がこういう定めの中にございますので、赤磐市の施設がじゃあどれに当たるかという部分をあわせ持つて、うちは22トン炉が2つということになります。16時間の稼働になるんで、それを単純にいきますと2トンをちょっと切るような形で本来5でいいわけなんですけど、センターの稼働から地元の調整の中で、もうちょっときついのをしてくれということで1という、数字を一つ上に上げた形での施設管理の要望がありましたので、うちのほうもそちらの形でしっかり管理をしていくというところで1という数字にさせていただいております。

○委員（丸山 明君） これでも低いん。

○環境課長（黒田靖之君） はい、厳しい値を採用させていただいております。

○委員（丸山 明君） わかりました。もう一つ。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○委員（丸山 明君） もう一件。

地元の方の意見というか、一応お知らせをされてると思うんです。その地元との関係を教えてください。地元の方は当然排出ガスを気にされている人もいらっしゃると思うので。そこら辺の周知というか、コミュニケーションがどういうふうに、焼却場に関してはなってるのかなというふうに思いますんで。それだけ、教えてください。

○委員長（原田素代君） この結果についてを住民の方にどう説明しているかということですか。

○委員（丸山 明君） そうです。

○環境課長（黒田靖之君） はい、環境課、黒田です。

○委員長（原田素代君） はい、黒田課長、お願いします。

○環境課長（黒田靖之君） 今回のこの報告、1年間の経緯を踏まえまして、地元地区に対しまして、これと同じような形の物を地元のほうへ区長さんを通じて報告させていただいております。

ます。

この表だけを渡すとなかなかわかりづらいという、文言が難しい部分もありますので、そういったものを若干説明する文書も添付させていただいて、これはこういった物質で測定をしていきますよと、基準値はこうなんですよというのをあわせて説明させていただいております。で、皆さんを集めてというのはなかなかそれぞれの御都合もあろうかと思いますが、地区の意向をお聞きした中で、地元のほうへ説明させていただきました。これは、津崎との協定の中で説明するという覚書にもなっておりますので、それに準じた形で説明はさせていただいております。

○委員（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかの委員の方で、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 1つお尋ねしたいんですが、この製作は、いわゆる指定業者さんがやってらっしゃるんですよね。これをつくっているのは、どこが、赤磐市の市役所の中でつくられたものではなくて、管理運営をしている業者さんがしているんですよね。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 測定につきましては、環境調査を当然やる資格の事業者でなければ、これ測定できませんので、今回焼却をお願いしてる会社じゃなくて、これは入札を行って、そういう環境測定会社のほうで測定をさせていただいております。ですから、市役所のほうが測定は当然してないですけど、その報告を受けたものをこういった形でまとめ上げて今回提出させていただいてると。

○委員長（原田素代君） はい、わかりました。

○環境課長（黒田靖之君） ということで、御質問の内容よろしかったでしょうか。

○委員長（原田素代君） もう一度重ねて確認しますが、たしか要するに業者に管理運営を委託した際にこういった調査も費用に入ってませんでした。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 管理を委託している業者さんの。

○環境課長（黒田靖之君） その分は入ってございません。

○委員長（原田素代君） じゃ、これは、また別の。

○環境課長（黒田靖之君） これは全く別のものです。焼却の分は焼却でお願いしていますが、こういった周辺環境の部分はまた専門的な測定業者がおりますので、そういったものではないとできないと。計量証明がとれないとだめなんで、そういった業者に別な形で発注して今回お出しさせていただいておるとい形です。

○委員長（原田素代君） もう一度聞きますけど、そうしたら赤磐市が直接発注してるということですね。

○環境課長（黒田靖之君） そうです。そういうことです。

○委員長（原田素代君） わかりました。

ほかには、じゃあ、よろしいようですので、次に。

引き続き、市民生活部、お願いできますか。もう、市民生活部、いいんですか。

○市民生活部長（新本和代君） その他のほうでいいんですか。

○委員長（原田素代君） 各部でやるんじゃないん。

○市民生活部長（新本和代君） その他、行かしてもらっていいんでしょうか。

○委員長（原田素代君） どっちがいいかな。

市民生活部は、だから終わったんですね。そしたら、保健福祉部のほうにお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 私のほうからは、保健福祉部の資料のほうの、1番、27年度事業の進捗状況の(1)番、(2)番の2つを報告させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

山陽老人福祉センター補助事業の進捗状況について御説明いたします。

まず、施設の概要ですが、記載のとおりなんですけど、山陽老人福祉センターみのり荘は鉄骨造一部鉄筋コンクリート造の平家建てで1,780平米余りでございます。26年3月に社会福祉協議会と福祉避難所の利用に関する協定を締結いたしまして、市の防災計画に記載した福祉避難所として指定しているものでございます。2番のほうになりますけど、今回改修する部分は昭和53年建築部分、鉄骨造平家建て774.5平米の部分でございます。これを耐震化するものでございます。

1枚おはぐりいただきますと、施設の平面図があると思います。

左側の建物の斜線を引いてる部分がない、ちょうど真ん中の部分、白っぽいところが今回の耐震改修の対象の部分でございます。改修の内容につきましては、屋根材や外壁材の取りかえ、内部の撤去による軽量化を図ります。屋根につきましては、アスファルトシングルふきを撤去いたしましてカラーガルバリウム鋼板にふきかえます。それから、既存のコンクリートブロック造の外壁を撤去いたしましてサイディングに取りかえます。また、内部のコンクリートブロック造の間仕切りを撤去するというものでございます。予算額といたしましては、改修工事費総額で1億8,500万円、それから26年度の繰越明許費で設計費用として1,100万円がございました。

現在の進捗状況ですが、6月末で耐震設計業務を終わりにしまして、8月11日に入札のほうをやっております。工事のほうが一般競争入札で、トヨタホーム岡山が落札しております。落札額

は1億4,574万6,000円でございます。監理業務につきましては、指名競争により入札をしております。落札業者は、丸川建築設計事務所でございます。落札額は572万4,000円でございます。8月から着工いたしまして3月には改修工事を完了する予定でございます。

次に移らせていただきます。

資料の4ページをごらんください。

平成27年度の2つの給付金について御報告いたします。

給付金は臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金と2つございます。

まず、臨時福祉給付金ですが消費税の引き上げに伴いまして低所得者に対する負担の影響に鑑みまして臨時的、暫定的な措置として給付金を給付するというものでございます。対象者は市民税が課税されていない者といたしまして、生活保護の受給者やほかの課税者の被扶養者の方は除くということになっております。給付額は1人当たり6,000円で今年度は加算がございません。基準日は1月1日となっております。予算はごらんのとおりです。申請期間につきましては、8月3日から11月4日までとなっております。市役所本庁舎におきましては、1階の第一会議室を特別に受付の部屋として利用させていただいております。支給の開始につきましては、この給付金が10月から1年間分というふうな設定になっておりますので、10月から支給開始という予定になっております。

申請の案内ですが、7月末に対象と見込まれる世帯に申請書を送付しております。案内件数が5,952件、対象者9,228人に対しまして8月14日、2週間ですけど、の申請状況が2,150件、3,320人です。案内件数と申請件数の比率でいきますと、36.1%、約3分の1の方が2週間申請をなさったという状況でございます。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金です。消費税の引き上げに伴いまして子育て世帯への影響を緩和するために給付されるものでございます。給付額といたしましては、1人当たり3,000円でございます。対象者は6月分の児童手当の対象児童ということになっております。基準日は5月31日でございます。予算はごらんのとおりです。申請のほうは、6月1日から9月1日の3カ月ということで、もう終わり際になっておりまして、支給開始につきましては10月9日の児童手当の支給日に合わせて支給するということになっております。

申請案内につきましては、5月末に児童手当の現況届の提出依頼に同封いたしまして送っております。3,151件に対しまして対象児童が5,503人でございます。8月14日現在の申請状況でございますが、公務員以外が2,910件、対象児童5,113人となっております。申請案内が3,151件に対しまして2,910件の申請が来ております。率でいきますと92.4%でございます。差し引きますと241人の方がまだ申請が出てないという状況でございます。うち40人の方は書類不備とかで返戻をしたものでありまして、残りの200人につきましては、申請願書を再度8月13日にしておるところでございます。

このほかに、公務員のほうの申請が173件、対象児童数294件の申請がございました。

社会福祉課からは以上でございます。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課から、赤坂地域統合保育園整備事業の進捗状況について御報告をいたします。

資料は5ページになります。

まず、1番目に建築設計業務委託プロポーザルの実施結果であります。

統合保育園園舎の建築設計業務につきましては、今年度予算のほうに計上しておりますが、設計業者への発注方法につきましては単に価格競争ではなく設計能力や豊富な経験を有する設計者を選定して統合保育園にふさわしい園舎を建築するというこの目的としまして公募型のプロポーザルを行いました。7月14日から8月4日までの公募の受け付けによりまして6社が参加を表明されまして、8月17日に各社からプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行ったところ、委託候補者として株式会社宮崎建築設計事務所、また次点者として株式会社丸川建築設計事務所が選定されました。これから、来年2月末までの間、地域の方、また現場の保育士や保護者等の意見を取り入れながら、設計のほうを進めてまいります。

なお、進捗状況につきましては、本委員会や赤坂地域の方々にも御報告してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の造成計画図の説明をいたします。

造成工事の設計につきましては6月の委員会で口頭により説明をさせていただきましたが、おおむね最終的な図面ができましたので、今回説明をさせていただきます。

6ページのほうをごらんください。

図面には右下に赤坂支所前の交差点がありましてオレンジ色の部分が進入路となっております。この進入路は片側2.8メートルの2車線で両側に約2.5メートルの歩道を設けます。このため、健康管理センターの敷地の一部を取り込ませていただくとともに、現在道路西側にあります水路のほうはボックスカルバートで道路の地下に埋設する設計となっております。

次に、保育園用地への入り口につきましては、現在の駐車場の高さとなります図面の中に小さい字ですが乗り入れと表示しているところがあるかと思いますが、そのあたりから送迎用の車両が敷地に進入いたしまして、敷地内には10台以上の駐車スペースを確保していきたいと考えております。

また、本用地の造成に伴う洪水対策といたしましては、一般的には対策として調整池をつくって洪水の調整を行うことにしますが、本用地では図面にあります保育園の運動場の地下に、図面ではこう石を並べているような表示になっているかと思いますが、碎石による貯留槽を設けてこの施設により水のほうを調整貯留して調整をするという、地下碎石貯留施設といわれる工法を採用しております。これによりまして、調整池の面積を少なくするとともに、保育

園の用地をより広く有効面積が確保されるということとなります。

また、豪雨時にこの施設をオーバーする水量につきましては、入り口側に設けた洪水吐のほうから放流管を通じてボックスカルバートへ接続しまして、県道下を通して砂川のほうへ放流するという計画としております。

最後に昨年度、地域の方から御提案をいただきました支所前の交差点において、南北の右折車両が交差点内で軌道が交差するという指摘がございまして、その改良に向けまして、現在交通規制課と協議を行っております。保育園の開園に向けてこの交差点の整備も進めてまいりたいと思います。

また、この造成計画を含め、統合保育園の進捗状況に関する地域へ説明を行うため、軽部地域では8月16日の公民館分館の審議会に参加をさせていただきました。今後、笹岡、石相地域につきましても、地域で開かれる会議等の開催に合わせて実施していきたいと考えております。

以上、赤坂地域統合保育園整備事業の進捗状況の報告とさせていただきます。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長、健康増進課、谷名です。

○委員長（原田素代君） はい、谷名さん、お願いします。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 健康増進課のほうからは、(4)番から(6)番、7ページのほうで説明させていただきたいと思います。

それでは、(4)番のICTを活用した健康づくり事業から説明させていただきたいと思います。

この事業の目的は、運動習慣の普及と定着は医療費の削減や健康寿命の延長につながる。そこで、市民が健康で生き生きと暮らせるようにウォーキングを積極的に取り入れた生活習慣に取り組み健康増進につながるよう、ICTを活用した健康づくり事業を実施するものです。

期待される効果としましては、データを入力してもらい、歩数や体重、体脂肪率など効果の高い人にお楽しみ商品を進呈し、参加者の励みにして習慣の継続につなげていくというもの、それから歩数、血圧計のバイタルデータを記録し、健康増進計画等に今後活用していきたいと思っております。

事業の期間としましては、申し込みを9月1日から18日まで行いたいと思います。申込先は健康増進課のほうです。

拠点施設、済いません、これ誤字です。

拠点施設としまして、赤磐市の中央図書館、赤磐市いきいき交流センター、赤磐市山陽保健センターのほうに置きたいと思っております。直接対象者の人に実施していただくのは、赤磐市の中央図書館と赤磐市のいきいき交流センターで行いたいと思います。こちらの施設は、土日も開いてることが多いので、働いてる方にも十分御利用していただけるんじゃないかなということで、この2施設を選択させていただきました。募集人員のほうは、50名というふうに思

っております。参加費は無料です。平成27年10月から実施予定で行いたいと思います。

続きまして、(5)番の24時間電話健康相談事業について説明させていただきたいと思いません。

これは、前回6月にも経過を、このような事業をするということで御説明させていただいてるかと思いますが、目的といたしましては住民の病気や医療に対する不安や過疎地域等の救急医療に対する不安を解消するため24時間365日経験豊かな専門家による電話健康相談を実施します。業者の選定結果については、8月3日にプロポーザルにより決定いたしました。業者名のほうは、ティーペック株式会社さんといひまして、東京に本社があります。事業実績は、26年間の歴史があつて、従業員は非常勤を合わせて401名が従事しています。コールセンターを4拠点持っており、190ブースあります。現在70市町村が契約しているようななれた事業所さんで、岡山県内は現在3カ所、このティーペックさんと契約しているようです。電話相談対応は必ずコールセンターで行つて、他の場所での相談対応は行わないことにより、情報漏えいを防いでいます。医師、保健師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等、幅広い医療スタッフを配置しています。事業期間のほうは、平成27年10月から実施予定です。広報のほうは広報あかいわ10月号に掲載し、11月号ではチラシを配布したいと思っております。市内の医療機関や公共機関などにチラシを置かせていただく予定です。医師会や歯科医師会、民生委員会や愛育委員さん等にも啓発協力を依頼していきたいと思っております。

次に、(6)番、佐伯北診療所耐震診断について、大きく概要のほうが連絡がありましたのでここで御報告させていただきたいと思いません。

佐伯北診療所なんですが、主要建築構造物の概要と建築基準の適正ということで、昭和48年に建てられた鉄筋コンクリートづくりの2階建てで、床面積は509.1平方メートル、と診断概要なんですが耐震診断結果はI s 値X方向につきまして、2階が0.82、1階が0.57、Y方向につきまして、2階が0.99、1階が0.91ということで、判定指標のほうはこのI s oが0.54以上でオーケーということになりますので、安全という診断結果でありました。想定する地震動に対して所要の耐震性を確保しているということで、業者のほうから報告がきております。決定のほうは、この決定につきましては9月の議会までぐらいには、きちつとした報告書というものが提出されるということで聞いております。

健康増進課のほうからは以上です。

○委員長（原田素代君） それでは、両方の部のほうからの進捗状況の報告が終わりました。

今の保健福祉部の御報告の中で何か御質疑ありますか。

○委員（丸山 明君） はい、1件。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○委員（丸山 明君） 濟いませぬ。4ページなんですけど、臨時福祉給付金事業のところまで1件お尋ねします。

6,000万円ほどの事業予算で、この上のほう、臨時福祉給付金給付事業のところですけど、申請件数が2,150件ということで、36.1%ということですね。低いですよ。下の子育てが3,000円にもかかわらず92.4%というふうな申請になっていると思うんですが、ここら辺の、実際これ実施されて、評価がどうなんですかね、こういう手続の面倒さもあったんかもしれませんが、大変低くなっているというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 昨年と違うところで、まず申請時期がこの2つの給付金ずれております。それから、昨年度は両方もらえなかったんです。福祉給付金がもらえる方は子育ての給付金はもらえない、福祉給付金をもらいなさいよというふうなことだったんですけど、ことしは両方もらえます。説明にも書いていますが、申請の期間にずれが生じております。まず、下の子育て給付金は6、7、8の三月でございます。それから、福祉給付金のほうにつきましては、8、9、10と三月になってます。といいますのが、福祉給付金のほうにつきましては、住民税が確定しますのが6月でございます。それから、対象者を抽出するような作業がございまして、7月末までに対象と思われる方を抽出いたしまして御案内をさせていただいております。その関係もありまして、上の福祉給付金については、申請期間からまだ2週間たった状態で36%ということなので、これはこれで非常に順調と見てますし、子育て給付金につきましてはもうそろそろ終わりごろ、9月1日までということなので、あと2週間ぐらい残ってるだけなんでほぼ出てるんですけど、200名ぐらいの方についてはそれでもなお音沙汰がないものですから、その方につきましては再度申請落ちてませんかっていう御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

ほかのことで何か。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今の臨時福祉給付金事業なんですけど、これ読んでたら何かな、赤磐市がこんな貧乏人が多いのかという話なんですけど。低所得者に対する負担の影響を、市民税が課税されていない者、しかも市民税が課税されている者の扶養親族で生活保護受給者は除くと、この対象数が9,228人だと。ざっと考えて5人に1人ということになりますでしょう。5人に1人の人が市民税を納めてないと、払わなくてもいいような状況なんだっていうことになるんでしょうけど、本当にこれ対象者がこんなにたくさんいるんですか。そこをちょっと不思議なんで。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、失礼します。

まず、これは税務のほうのデータをもとに、抽出しておりまして、いるという事実はござい

ます。ただし、対象と見込まれる世帯に申請書というふうな表現をさせてもらってるんですけど、税務の情報だけではわからない部分がございます、例えば赤磐市にひとり暮らしのお母さんが1人おられるんです。当然年金暮らしで非課税なんですけど、例えば大阪や東京における息子さんが税法上の扶養にとってるような場合がございます。その方は赤磐市のデータではもう全く確認できませんので、そういう方にも実は申請書をお送りしてまして、その方については御自分で御申告いただいて、私は東京の息子の扶養になっとして、多分課税じゃからだめじゃわというふうな、そういう申し出をしていただくというか、それを判断していただいて申請をされないというようなケースもございます。

ただ、御指摘のようにこんなにいるのかということになれば、いるのだろうというふうにも思ってるというふうにお答えするしかないので、お答えになってませんが、この辺ですいません、よろしくをお願いします。

○副議長（岡崎達義君） ですから……。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） そういうふうについて、はっきりとこう、こんだけの人数をつかまえてるわけではないということなんですね。だから、税務課のほうの資料によってこんだけの人数が出てきたということによろしいですか。

はい、わかりました。

○委員長（原田素代君） ほかによろしいですか。

○副委員長（福木京子君） いいです。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 最初の老人センターのところの予算と金額のことをちょっと。予算額がそれぞれ大体2億円近いですよ。こっちの下金額、両方合わせたら1億5,500万円ぐらいで。ちょっとこの金額はどういうふうに考えたらいいんですかね。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 失礼します。

まず、設計の費用1,100万円につきましては、昨年度からの繰り越しの費用ですので。下の落札額には影響をしております。これも、実績報告いただきまして、社協さんのほうに1,100万円の残りがあれば余剰分はお返ししていただく予定としております。

それから、1億8,500万円につきましては、下の工事請負契約監理費が入っております。これも、入札により相当安くなっておりますので、その部分につきましては余ればお返ししていただく。ただ、工事をしながらほかに何かしなければいけないようなことがあれば、協議の上で変更ということもあり得えますので、今後の状況を見ながら使うかあるいはその残りは返していただくというふうな運びとなっております。

以上でございます。

○副委員長（福木京子君） もう一ついいかな。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 6ページのところで、保育園の池のところで、この池を面積が少なくて下へするというのが、非常にこういう方向を考えられとるんですね。これが、上側手に池があって、あと建物ということで、集中的に異常気象なんかでだあっとこう降ったりするようなどきがある可能性もあるんですね。そういうときには、今さっき説明されたようにわあっという後、別にホースで放水したり、その辺をもう少しちょっと説明願いたいと思うんです。

それで、この池は普通はもうほとんどたまってない状況になるんですかね。その辺が、今、利水から治水に変わるような方法も、苫田ダムの関係やこうでも、これはまた別なんでしょうけど、あるんで。今は異常気象ということで、大分不安を持ってる方もふえてきてるんで、その辺の説明をお願いしたいんですが。

ちょっと、これ産建になる……。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国定さん。

○子育て支援課長（国定信之君） 質問がありました、一番上の池につきましては約40平米程度ありますが、それにつきましては上から流れてくる水を受けとめるということと、それから沈砂を行うというためのものがございます。その池の中に、2つ出口がありまして、地下堆積貯留施設のほうへ水を送り込んでこの施設の中で調整をするということがまず一つできます。それから、先ほど委員さんが言われましたように、異常時についてはここの中に全て入っていくことはできませんので、右側のほうにあります管路によりまして洪水吐という口のほうから水を放水路のほうへ流していくというふうなことで、いろいろ計算をしましたところ、これで十分基準のほうは対応できるということしております。

この池の中につきましては、深さ的には70センチぐらいの堤になるんですけど、下の水がたまるところにはなるんですけど、砂がたまったりするというので、基本的には常時水がそこにたまとるというふうな状態ではないというふうに考えられます。

それから、防災的なことにつきましては、池のほうがなくなるということですが、現在この地域の防火用水としては赤坂中学校のプールの水を利用するということが指定されております。それは、これからもそのほうの方向ということと、それからこの用地の西側にありますが、そちらのほうの道路のところに消火栓のほうを新たに設けまして、それで防災的な対応をそこでも新たに追加して行っていこうということで考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですね。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） 皆さん、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そしたら、私も1つ、老人福祉センターの改修工事の期間が8月から3月ということですが、この間の使用はどういう状況になるかというのだけ教えてもらえますか。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 失礼します。まず、温泉につきましては、仮設工事をいたしまして利用できるような方向で計画しております。

○委員長（原田素代君） 休みなし。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。若干、保安機器とかの仮移設のところにつきましては、休むところも出てきましようけど、基本的には休まない方向で調整して計画をしております。もちろん本館のところにつきましては、全面的に仮囲いをいたしまして使用できないというふうな計画になっております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） わかりました。

皆さんのほうで御質問がないようでしたら、ここで11時5分まで休憩を入れて、その他のほうに入らせていただこうと思います。よろしくお願いします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きまして、その他のほうに入らせてください。

○副委員長（福木京子君） ちょっと、ごめん。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 済いません。委員会で携帯が鳴りましてまことに申しわけ、マナーにしまったつもりが済いませんでした。今後気をつけます。

○委員長（原田素代君） じゃあ、お願いします。

○市民課長（作本直美君） では、委員長、市民課、作本です。

○委員長（原田素代君） はい、作本さん、お願いします。

○市民課長（作本直美君） では、その他のほうで、9月議会に提案予定とさせていただいております市民課の案件、赤磐市手数料条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

お手元の資料、2ページをお願いいたします。

マイナンバー法の施行に伴いまして10月5日から順次全住民に対して各世帯主宛てに通知カ

一丁の郵送が始まってきます。また、通知カードに同封されています個人番号カード交付申請書によって個人番号カードの交付を申請した人に対しては、顔写真が入った個人番号カードが交付されるということになっております。どちらも最初の交付につきましては無料となっておりますが、紛失等のため再交付をした場合には手数料を徴収するというようになっております。

9月に提案させていただく予定の条例改正につきましては、この再交付の場合の手数料を定めるというものでございます。再交付手数料につきましては、国からの通知により通知カードに関しては500円、それから個人番号カードに関しては800円を徴収するというようになっております。また、今まで使用されておりました住民基本台帳カード、一般的に住基カードといいますが、そちらのほうは個人番号カードが交付されるということに伴いまして1月1日からは新規の申請とか交付というものがなくなりまして、そのことによって手数料条例のほうを廃止するということでの改正とさせていただいております。

なお、12月末までに取得されております住基カードにつきましては、引き続き有効期限までは、また個人番号カードを取得されるまでは使用できるという制度になっております。

手数料条例の一部を改正する条例の施行日ですが、マイナンバー法におけるそれぞれの施行日、通知カードであれば10月5日、それから個人番号カード及び住基カード関連につきましては1月1日ということとさせていただきます。

それから、きょう、お手元のほうにこちら小さい冊子ですが、よくわかるマイナンバー制度というのを委員さんのほうにお配りさせていただいております。こちらのほうは総務課のほうで作成をしたものでして、順次一般の方におわかりいただけるようなものとしてお使いいただくということになっております。春ごろできたものですので、内容的にはまだちょっと曖昧な部分とかも入っておりますが、今の個人番号カードとか通知番号カードというのはこちらの7ページのところにも出てきております。また、御確認いただけたらと思います。

以上で簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○委員長（原田素代君） ほかに。

○協働推進課長（青井陽子君） はい、委員長。よろしいですか。

○委員長（原田素代君） はい、どうぞ、青井さん。

○協働推進課長（青井陽子君） 人権擁護委員の推薦について御説明のほうをさせていただきます。

今回お願いいたします案件につきましては、お二人いらっしゃいます。

資料の3ページにお二人の略歴、また資料の4ページに人権擁護委員さんの一覧表を載せておりますのでごらんいただけたらと思います。

まず、お一人目です。お名前が大野是彰さんで、赤磐市町苅田にお住まいの方です。年齢は68歳で現在8期目でございます。

お二人目は、お名前が松岡里子さんで、赤磐市小原にお住まいの方です。年齢は67歳で、現在2期目でございます。

お二人とも平成27年12月31日をもって任期満了となります。人権擁護活動に理解が深く、相談や啓発活動について熱心に取り組まれておりますので、また健康面についても心配がないため再任を考えております。9月の定例議会に提案させていただく予定ですのでよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（原田素代君） どうぞ。

○市民生活部長（新本和代君） 委員長、市民生活部、新本。

○委員長（原田素代君） はい、新本さん。

○市民生活部長（新本和代君） それでは、市民生活部で9月の定例議会提案予定について御説明をさせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款使用料及び手数料、5項1目総務手数料でございます。

先ほど、課長が説明させていただきましたが、マイナンバー制度の開始に伴い、通知カードの交付手数料1,000円及び個人番号カード交付手数料1,000円を新規に計上させていただくものでございます。紛失された方の再発行に伴うものでございます。

次に、2番といたしまして14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金でございます。

これはマイナンバー制度による個人番号カード交付事務に対して国から個人番号カード交付事務費補助金が交付されるために新規に計上させていただいております。140万3,000円。これは住民基本台帳の人口から算出されておまして、全国各市町村で案分されております。

続きまして、3番といたしまして、20款諸収入、5項4目雑入でございます。

これは平成26年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算に伴う返還金の増額でございます。1,802万4,000円。これは岡山県後期高齢者医療広域連合から入ってまいります。

続きまして、歳出でございます。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

これはマイナンバー制度による平成28年1月から開始される個人番号カードの交付事務に係る経費を計上しております。内容といたしましては、臨時職員1名に対する共済費及び賃金、消耗品、物品借上料、それから備品の購入費でございます。合計で207万6,000円を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。

これは協働推進課からでございます。負担行為でございます。100万円を計上させていただくものでございます。

協働のまちづくり推進事業の中で、平成28年度から新規に市民活動実践モデル事業を実施するものでございます。市民活動実践モデル事業の募集期間の確保のために負担行為を9月議会

で上程させていただきます。この事業は事業効率の向上及び事業効果の増幅の観点から今年度中に事業決定まで済ませて、事業提案団体と協定を結び、来年度すぐに事業に着手するようにするためのものがございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

これは、国保の特別会計の補正予算で、9月議会に上程をさせていただくものでございます。総額で1億9,363万8,000円の歳入、歳出予算の補正をさせていただく予定でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金1,596万8,000円でございますが、後期高齢者交付金及び介護納付金の金額決定によります増額でございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金864万円でございますが、内訳といたしましてデータヘルスの策定事業、それから特定健診未受診者対策保健事業が交付対象に追加されたことによります増額でございます。

次に、10款1項1目療養給付費等交付金繰越金468万7,000円は退職被保険者の療養給付費等交付金の確定に伴う返還金の財源といたすため、平成26年度決算によります繰越金に含まれる前年度超過交付分を計上いたすものでございます。

2目その他繰越金1億6,434万3,000円でございますが、平成26年度決算剰余金2億9,003万1,805円から療養給付費交付金繰越金として予算額4,000万円を差し引いた額を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金4,283万円は後期高齢者医療広域連合に対しまして後期高齢者支援金を交付するための費用に充てるため社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収するものでございまして、その決定額の通知を受けまして不足分を補正するものでございます。

次に、4款1項1目前期高齢者納付金、19節負担金、補助及び交付金18万4,000円は決定額の通知を受けまして不足分を補正し、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

6款1項1目介護納付金、19節負担金、補助及び交付金707万4,000円は介護保険の財源といたしまして各保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございまして、決定通知を受けまして不足分を補正いたすものでございます。

続きまして、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費230万3,000円はデータヘルス計画に基づいた特定健診未受診者対策を効果的に実施するための事業費を計上するものです。全額が国保財政調整交付金として歳入されます。

次に、8款2項1目保健衛生普及費212万6,000円はデータヘルス計画策定過程で明らかとなった地域課題をもとに保健指導事業を行うものです。こちらも全額が国庫財政調整交付金として歳入されます。

続きまして、11款1項3目償還金1,981万1,000円は国庫支出金等の返還金でございまして、

国及び社会保険診療報酬支払基金から補助金等について平成26年度実績報告の精算により超過交付分を返還いたすものでございます。内訳といたしまして、一般被保険者の保険給付費等の32%が交付される療養給付費等負担金1,512万3,228円を国庫へ、退職被保険者に係る療養給付費等交付金は概算で交付された額により実際の医療費が下がったため468万8,471円を社会保険診療報酬支払基金へ返還いたすものでございます。この合計から当初予算であります1,000円を差し引いた額を計上いたしております。

続きまして、12款1項1目予備費1億1,931万円は財政調整として計上いたすものでございますので、よろしく願いいたします。

以上で市民生活部からは終わります。

○委員長（原田素代君） 市民生活部のその他のほうの御報告が終わりましたが、皆さんのほうから御質問がございませんか。

○副委員長（福木京子君） ないようでしたら。

○委員長（原田素代君） 福木委員、どうぞ。

○副委員長（福木京子君） マイナンバーの制度は基本的には10月通知して1日からされるんですが、国会のほうでまだ年金情報の漏えい問題で相当議論がされつつあるところで、その辺のこの経過もうちょっと延びるんじゃないかと、実際につなげるのを。その辺の報告というのは何か国のほうからもあったんでしょうか。

○市民課長（作本直美君） はい、市民課、作本です、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本さん。

○市民課長（作本直美君） おっしゃっている年金の個人情報漏えいに関して延びていますが、そちらに関しての詳細なことは国からはまだ何も来ておりません。土曜日の新聞のほうで見させていただきましたが年金番号との連結は延期するというので、今回の改正法律のほうからは、そちらは外して考えられるような形にもなっておりますが、まだ国から特にどういう状況になるということは入ってきておりません。もうマイナンバーにつきましては、付番のほうはスケジュールどおり進んでおります。それから、10月5日からは、とりあえずJ-LISといって、地方公共団体情報システム機構、そちらのほうから各世帯主に送るということは決まっておりますので、後は1月1日からの連携がそうやって年金の部分はちょっとずれ込んでいくと。ただ、雇用保険とかそのあたりは進めていくのではないかと思われませんが、まだ詳しい、こちらでそれほどお話できる情報はもう新聞情報くらいで、特にございません。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） 大丈夫ですか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そしたら、ちょっと私も二、三、お聞きしたいんですけど、今の御報告の中でマイナンバー制ですけれども、従来の住基カード、要するに12月まで、12月の時点で発行されると住基カードの有効期限までは使えると。でも、その方が今回の個人カードを申請したら申請した時点でもう住基カードは没になると理解していいんですか。

はい、作本さん。

○市民課長（作本直美君） 新しい個人番号カードを交付させていただくときに、住基カードは必ず回収をさせていただくということになっておりますので、12月までとられて、その後個人番号カードを取得されない場合は今の住基カードを引き続き使っていただく、有効期限内まではお使いいただけます。1月1日以降に個人番号カードを申請されてその交付を受けられましたらもうそちらの時点で住基カードは回収をさせていただきます。2枚お持ちになることはありません。通知カードも同じように個人番号カードを交付ということになりましたら、そちらも回収させていただくようになります。

○委員長（原田素代君） 重ねてお尋ねしますが、逆に言うと個人番号の申請をしないで住基カードだけを、あれ有効期限10年ですよ、じゃあ今から10年間住基カードを持つ人もいるわけですよ。そうすると、システムとして住基カードのシステムはじゃあ10年間は最低残すということですか。2つのシステムが10年間は続けられることになると理解していいんでしょうか。

作本さん。

○市民課長（作本直美君） 実のところ個人番号カードがついても、住民票コード、今までずっとある住民票コードもそのまま続いて生きてきます。それが、いつまでにどうこうとかという期限もまだ設定はされておりません。今使っている住基カードの関係では住基ネットというのが存在しているんですが、そちらの住基ネットも並行して動いていくというような形になっております。

○委員長（原田素代君） わかりました。

あとほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、済いませぬ。もう一つ教えてください。

13ページの国保のところ、もうこれは大分前から言われてたんですけど、データヘルス計画、もう一度ちょっとこのデータヘルス計画を簡単にこういうものかというのをおさらいしたいと思うのでお願いします。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、作本さん。

○市民課長（作本直美君） データヘルス計画というのは、今、他の保険者、市町村国保はそういうふうに義務づけられておりませんが、他の保険者にはもうそうやってデータヘルス計画

をそれぞれの被保険者に対して、まずレセプトの情報、それから健診の情報、そういうものを連合会等からとあと特定の個人データです、そういうものを合わせたものをもって市町村の動き、傾向を分析し、今後3年間P D C Aサイクルでいろいろと活用していきなさいよということがなっておりまして、昨年度からそちらに対しての国庫補助もつくようになり、市町村にも進めるようにいわれているものです。

実際には、まずいろいろな受診の情報、それからレセプトの情報で、赤磐市にはどのような疾病が多いか、地域別にも、赤磐市の中でもこの地域にはこの地域にはこういう疾病が多いとか、そういうことをまず疾病状況を見、それからそれを保健指導につなげて、予防のほうにつなげていけるように考えていくものです。

赤磐市としましては、7月にちょっと今回御報告おくれましたが、プロポーザルを実施いたしました、ホームページにも載せておりますが、ニチイ学館というところが、はい、今回の事業を策定ということでお願いをするようになりました。本年度5月に入りまして、補助金もつく、昨年度の段階ではまだ単市で事業計画をつくる予定でしたが、5月になりまして補助金が全額、上限900万円までつくということになりましたので、当初策定だけで終わらせていたものを9月で補正をさせていただきまして、次の事業まで、要は特定健診未受診の方に対しての何か有効な通知が送れるのではないかと、それから重複、何回も同じお医者様にかかられている方、頻回受診をされているような方とかを拾い上げて、通知をさせていただくかというところまでの保健事業を考えさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 重ねてお尋ねしますが、ニチイ学館に入札が決まったということですが、そのソフトをつくられるということですか、それとも運用もニチイ学館がされるんですか。そのデータの管理というのは、責任はどこが持つことになるかということが気になるんですが。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（原田素代君） 作本さん。

○市民課長（作本直美君） ニチイ学館で持った情報につきましては、ある種、そこで活用して、実は次の保健事業にもその情報を持ってつなげていきたいと思っております。それから、その情報は市のほうにも提供された後には、もちろん廃棄処分という形にはなりますけれども。

○委員長（原田素代君） 要するに、重ねてお聞きしますが、民間のニチイ学館さんがソフトだけでなくて運用も全部、情報を全部、管理されるというふうに理解したらいいんですか。

○市民課長（作本直美君） 当分の間は管理をされます。1年。

○委員長（原田素代君） 契約は1年なんですか。

○市民課長（作本直美君） とりあえずは、今策定のことで、策定だけでしております。

○委員長（原田素代君） 運用の入札はまた別にするんですか。

○市民課長（作本直美君） 入札はしないんですが、運用はとりあえず本年度限りのものとしてさせていただくようになります。

○委員長（原田素代君） 毎年更新するっていうこと。

○市民課長（作本直美君） そうです。来年度もしするという事になれば、また今度は保健事業のほうの活用でもっといい業者があるのではないかということになりましたら、またそこでさせていくようになるかもしれません。とりあえずは、今年度で考えております。

○委員長（原田素代君） 重ねてお尋ねしますが、でも余りそういう業者がいろいろ変わるというのは、いわゆるプライバシー保護の観点からも望ましくないような気がするんですが、その判断というのは、どういうふうにお考えですか。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（原田素代君） 作本さん。

○市民課長（作本直美君） プライバシー保護に関しては、どこの業者も徹底したものを、今回4社お願いしたわけなんですけど、きちんとした取り扱いをされております。今度は、出てきた情報につきましては赤磐市へもういただきます。いただいた後、今のその分析したデータをもとに次にどのようなことに使っていくかになっていくわけなんですけど、そのときにはもちろん個人情報が含まれている部分につきましては、厳重な扱いとして、またそちらへ提供するような形になることがあるかもしれません。

○委員長（原田素代君） しれません。ああ、そうですか。わかりました。

済いません、じゃあ、もう一度お願いします。

補足はあるんですか。もう特別ないんですか。

何か、市長のほうからフォローが入りましたけど。市長、よろしいですか、何か補足があったら言ってください。

休憩しましょうか。暫時で、調整済ませてください。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

○委員長（原田素代君） 再開します。休憩ですが、ちょっと今委員の皆さんからの御意見がありまして、きょうは説明の委員会ですので、一応そういう質問が出たということで、それに対してもうちょっと答えを準備していただくということで、市長のほうの補足をお願いして、次の委員会にはもう一度回答していただくということで、よろしいですか。よろしく申し上げます。

済いません。質問の仕方も悪かったかなと思いますが、そういうことで。

そうしたら、市民生活部のその他はもうよろしいですか。

そうしたら、保健福祉部のほうですかね、お願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、保健福祉部の関係の9月定例議会提案予定案件について説明をさせていただきます。

補正予算の案件、3件考えております。

まず、平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

資料では8ページでございます。

まず、歳入でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生型でございます。ここで3,800万円組まれる予定となっております。このうち800万円を高齢者福祉費の買い物支援・見守り事業に充当するというものでございます。

この事業につきましては、歳出のほうで簡単に説明をさせていただきます。

続いて、15款2項2目民生費県補助金に、放課後児童健全育成事業補助金1,009万3,000円を追加いたすことにしております。これは子ども・子育て支援新制度施行に伴う補助基準の変更と平成27年度に分割、新設されましたクラブの登録児童数が当初の見込みを上回ったということから補正をするものでございます。

18款2項2目介護保険特別会計繰入金には、平成26年度精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金363万9,000円を計上しております。

続いて、歳出でございます。

3款1項3目高齢者福祉費に買い物支援・見守り事業に要する経費800万円を新規に計上いたしております。これは10分の10の国庫補助事業でございます。

買い物支援・見守り事業でございますが、これは高齢者の行動範囲の中で買い物をすることができない地域が拡大しておりまして、移動販売車による買い物支援と同時に、独居高齢者等の話し相手、困り事相談など、見守り事業を継続的に行っていくというものでございます。支援世帯125世帯に対しまして、週2回の移動販売、見守りを行うというような計画を立てようと予定しております。経費の内訳としましては、移動販売車、見守りカーでございますが、こちらの購入費305万6,000円から、その他の事務経費等を合わせまして合計800万円を予定しているところでございます。

続いて、9ページでございます。

高齢者福祉費に利用者1名増に伴う和気老人ホーム組合負担金32万1,000円を追加いたしております。

同じく、介護保険特別会計繰出金、こちらに2万円を追加しております。

2項1目児童福祉総務費に補助基準の変更と平成27年度に分割、新設されましたクラブの登録児童数が当初見込みを上回ったということから、放課後児童クラブ補助金1,500万円を追加

いたしております。

4款1項1目保健衛生総務費にPFI導入可能性調査業務委託料670万円を新規に計上しております。これは、旧赤磐市民病院施設の活用について民間事業者の参画が見込めるかどうか、多方面から可能性を調査するというものでございます。なお、PFI事業につきましては、この委員会の一番最後に資料をもって、説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上が一般会計でございます。

続きまして、平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

まず、熊山診療勘定分でございます。

このたびの補正予算の歳入では、インターフェロンを使わないC型慢性肝炎治療インターフェロンフリー治療と申しますが、こちらの治療の実施に伴う診療収入と繰越金を合わせまして1億9,864万7,000円を追加いたしております。

歳出では、インターフェロンフリー治療を行うための医薬品購入費などを追加しております。

歳入、歳出とも1億9,864万7,000円ということで提案させていただこうと思っております。

続きまして、10ページでございます。

佐伯北・是里診療施設勘定分でございます。

このたびの補正予算では、歳入で繰越金が確定したということから156万8,000円を減額いたしております。

歳出では、予備費を156万8,000円を減額して調整をいたしております。

続いて、平成27年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

保険事業勘定でございます。

このたびの補正予算は、歳入では国県補助金及び支払基金交付金の追加並びに繰越金の確定に伴う追加など合わせて9,041万6,000円を追加しているところでございます。

歳出では、介護給付費準備基金積立金、国県補助金精算返還金、一般会計への精算返還金等を追加いたしております。

歳入では、国庫補助金から繰越金まで合わせまして9,041万6,000円、歳出では地域支援事業費の任意事業費として10万6,000円を追加しております。介護給付費準備基金積立金には3,592万6,000円を積み立てることとしております。諸支出金で国県補助金の精算返還金、一般会計への繰出金を計上しております。予備費を2万9,000円減額させていただき調整をして9,041万6,000円と合計額をしております。

続いて、11ページでございます。

サービス事業勘定では、繰越金が確定したということから、歳入で511万1,000円を追加、同

じく予備費で511万1,000円を追加いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） このことについては、何か皆さんのほうから御質問はありませんでしょうか。

○委員（丸山 明君） 1件だけ。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○委員（丸山 明君） 8ページの流れになるんですけど、一般会計補正予算のところちょっと1つだけよくわからなかったんで教えてください。

9ページの一番上に当たるところなんですけど、高齢者福祉費で和気の老人ホームに利用者1人増に伴うというふうなのが出てるんですけど、これ途中で、この利用者が1人ふえたらというふうな契約になってるかどうかだけ、ちょっと教えてください。意味がわからなかった。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正さん。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、和気老人ホーム組合の負担金を支出しておりまして、これは和気老人ホームを建てかえたときの費用を構成の団体が負担しているものでございます。その負担のルールといたしまして、償還額の半分は構成の団体が均等に割りましょうというルールがあります。残りの半分がその団体の、赤磐市なら赤磐市から入った、実際は熊山町だけなんですけど、熊山エリアの方が入った人数に応じて、残りの額を割ろうということになっています。そういう契約というか、組合のほうの中で負担をすることを決めておりますので、その関係で、このたび熊山エリアの方の1人入所措置をいたしましたものですから、当初予定してた計算よりふえたということになっております。

説明になってますでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○委員（丸山 明君） 分担して、熊山エリアの人……。

○委員長（原田素代君） スイッチを。

○委員（丸山 明君） 和気の老人ホームに入ってるって、そういう方がふえたということですね。それは、わかったんですけど、その入所、退所ってやっぱり期の途中でも変わるじゃないですか。死亡されたり、新たにそういう方が、該当者ができたり。そういうことって、いつもそれに基づいて途中でこういうことが行われてるっていう話ですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、その基準なんですけど、4月1日現在の人数で割るというルールがございます。実際、この今年度の当初予算を編成した後に、2月でしたか、ごめんなさい、日にちは忘れたんですけど2月でしたか3月か新たに熊山エリアの人が1人措置する

ことになりましたので……。

このたび、負担金をお払いするに当たって補正をお願いしないとその負担金が払えないという状況になりましたのでお願いするものでございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） もう一個。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今のところの件なんですけど。今説明では、熊山だけという、もうこの対象のあれが。そういう説明があったんですけど、合併したでしょう、赤磐市に。それはやっぱり全体の中からということになっただけではないんですか。やっぱり歴史があってあくまでも熊山地域だけですか。今もそれは変わってないんですか。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） では、失礼します。合併前の和気老人ホーム組合の構成員なんですけど、赤磐市でいえば熊山町だけでした。計算をする中で、その合併前のエリアで計算するというルールができてまして、実は和気老人ホームには今現在4名の方が入られておりますけど、旧熊山町エリアの方となれば今回のお一人が初めてということになります。

○委員長（原田素代君） はい、福木さん。

○副委員長（福木京子君） いやいや、だから合併したらもう全体を対象にすべきだと思うんですよ。要は老人ホームですから、これ。それまで合併前の……。

○副議長（岡崎達義君） これまでと一緒。

○副委員長（福木京子君） いや、一緒なんだけど、柵原吉井の特養なんかは一応赤磐市内全員が対象ですよ、入れるのは。入居のほうは。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、入所の対象かどうか、入所できるかどうかどうかっていうことにつきましては、エリアは全く関係ございません。養護老人ホームですから、福祉事務所からの措置によって入所することになります。赤磐市福祉事務所長が和気老人ホームに入りなさいよという行政処分で入っていただきます。これは、エリアの、どこの旧町がどこと、山陽とか赤坂とか熊山とか、吉井とかというエリアは全く関係ございません。

ただ、負担金、当時和気老人ホームを建てかえたときの負担金を、償還金を負担するルールとしましては、熊山町エリアの措置になった人の人数をもとに計算するというルールがありまして、その負担するためだけの人数カウントというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 何年まで続くんですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） ちょっとお待ちください。

あとでお答えします。

○委員長（原田素代君） ほかにはありませんか。

○副委員長（福木京子君） いい。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 済いません。ないようですので私が。

8ページの買い物支援・見守り事業、これはここで新規に出てくると思う。これのこの経過というんか、その急遽この審議、いいことだと思います、内容的には。やっぱりそういう要望もあるんだと思いますが、急遽ここを出てきて、世帯も125世帯に対し週2日という。125世帯というたらこの地域を対象にするんかとか、もうさっぱりその辺がわかりにくいんです。

そもそも論を、やっぱりここで。9月議会で十分言っていただいてもいいんだけど、もうちょっとわかるように説明していただいとかなないと。

○委員（小田百合子君） 9月のほうがいい。

○副委員長（福木京子君） そのほうがいいかな。はいはい。ほったらその辺は9月議会でひとつ、そもそも論を。

○委員長（原田素代君） じゃあ、そのようにお願いします。

その他、皆さんのほうから。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは……。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、黒田さん、どうぞ。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、一般赤磐市環境センターでぼや火災がありましたので、その報告をさせていただきたいと思います。

先週の18日火曜日なんですけど、午後2時10分ごろ、センター3つ建物がございます。真ん中の施設、マテリアルリサイクル棟内の小型家電置き場からぼや火災が発生しました。

状況が、収集した廃家電をストックヤードに保管するわけなんですけど、廃家電を重機を使ってコンクリートでつくられた枠の中へ、奥へ寄せていたところ、廃家電の中から煙が発生しました。それを見た職員が消火器、それから屋内消火栓を使って消火に当たって2時20分ごろ鎮火をしたという状況です。

原因が考えられるのが、ストーブもしくはファンヒーター、この中に残っていた灯油に何らかの火花が着火したものではないかなと考えるところなんです。

この消火作業によりまして、場内にビニールコード等が焼けましたので、そのにおいと煙、それから消火器を使っておりますので消火剤が漂ったということから、一般家庭からセンターへ持ち込まれる方の受け取りについては場所を変えまして、センター入り口の門のところを受けるということで午後4時までそういった北側の入り口に場所を変えて作業を変えておりま

す。

幸いにも誰ひとりけがもございませんでした。また、施設内の損害もなかったということで大事に至ることはなかったわけです。この火災に対して、消防署への報告をお願いして現場の確認をお願いしたところでございます。

今後の対応といたしましては、今回のケースがあったようなストーブ類については、今後危険回避のためにも別保管をして管理するということといたしております。

今回は初期消火により、大事には至っておりませんがこの重要性を職員が身をもって感じたという結果になっております。初動体制の大切さを痛感しながら、施設の安全性をより高めるという意味から、今後は作業方法を見直し、改善をして万全を期していきたいと考えております。

このたびは周辺の皆様を初め御心配をおかけいたしましてまことに申しわけございませんでした。

以上、環境課から報告にかえさせていただきます。

○委員長（原田素代君） という報告がございました。

ほかに、皆さんのほうから、その他ということで時間がとれますが、よろしいでしょうか。

実はきょうは、執行部の部長、市長、副市長、部長級は午後1時から次の会議があるので、それで、もう午前中でお帰りになります。ただ、PFIの話とか幾つか残っているので、部長以外の課長のほうに対応していただく予定にはしています。

その他がおありになる方はいますか。

私のほうから、市長がまだいらっしゃる時間に、どうしても御確認しておきたいことがあるので、よろしいでしょうか。先にその他をやらさせていただきます。

私の手元にあるのですが、27年6月19日の消印で赤磐市議会総務文教常任委員会委員長殿、報道関係者各位殿ということで、告発状というふうに書面ができております用紙が手元にあります。なぜかという、ここに書いてある中身の中に、平成27年3月に岡山市内に所在する高度医療機器を扱う企業から赤磐市内での展開を予定していた同企業の事業について優位に進められるよう便宜を図ってもらおうお願いで、赤磐市長である友實市長は岡山市内に所在する高級料亭に招かれ接待を受けたとの話を聞いたという。事実関係を調査してほしいという内容になっております。

この高度医療機器っていうのは、どうもいろいろ聞いたところによりますと、佐伯北診療所がMRI、CTでしたっけ、先生のほうからの希望もあってこういう話につながるのかなと私の中ではありました。結局、赤磐市としては今の段階ではこの機械は当面は買えないという状況になってるといふふうに聞いているんですが、ここでこういった書面が出回るといふのは、極めて正常な状態ではありませんし、ぜひ市長に直接この高級料亭での接待というような穏やかでない指摘がありますので、市長のほうからはっきりと、その事実関係について、もちろん

否定していただきたいと思うのですが、そこのお答えだけいただきたいと思っております。お願いします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この件に関して総務文教委員会でも御指摘いただいております。このような市民の信頼を裏切るような行為は一切ございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（原田素代君） 重ねてお尋ねしますが、市民に不安を与えるようなことはないということは、高級料亭に招かれて接待を受けたことはありませんと理解してよろしいと思っております。

友實市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

そういった接待とか、そういったことはございません。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。正確な御答弁をいただけてよかったと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの方からその他で何かありませんか。

丸山さん、あるんじゃないですか。いいですか。もう、PFIのほうのレクチャーに入っちゃっていいんですか。

○委員（丸山 明君） はい、いいです。

○委員長（原田素代君） そうですか。はい、わかりました。

そうしたら、済みません、もう時間がちょっと早いですけど、ここで1時まで休憩をとって、午後からPFIのほうをレクチャーしていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） これで、まだ終わってないですね。午前中は終了いたします。午後1時から再開とさせていただきます。

以上でございます。お疲れさまです。

午前11時54分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、皆さん再開いたします。

ほかの委員さんからその他について改めてお聞きしますが、ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 執行部のほうももうよろしいですよ、その他はね。

はい、わかりました。

それでは、ないようでしたら、ここで9月定例会設置予定の決算審査特別委員の選出を行っておきたいと思えます。

立候補される方がいましたらお願いします。

○委員（丸山 明君） はい。

○委員長（原田素代君） じゃあ、丸山委員と原田のほうの2名が決算審査特別委員として今年度出席をお願いすることにさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、以上をもちまして第7回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、内田副市長の御挨拶をお願いいたします。

○副市長（内田慶史君） はい、委員長、副市長。

○委員長（原田素代君） はい、内田さん。

○副市長（内田慶史君） それでは、本日は第7回の厚生常任委員会ということで、関係部局の平成27年度事業の進捗状況につきまして、慎重に協議をいただきましてありがとうございました。

協議の中でいただきました御意見等々につきましては十分検討し、今後の行政運営に生かしてまいりたいというふうに思えます。

また、来週からは9月の議会が始まりますけれども、決算を初め多くの議案等々の提出予定でございます。どうぞよろしく願いをいたしたいというふうに思えます。

以上でございます。本日は大変お世話になり、ありがとうございました。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

午後1時2分 閉会